

第14回
西宮市子ども・子育て会議

【資料集】

資料1

資料2

資料3

資料4

資料5

資料集 目次

【資料1】 ロードマップ・前回の審議等まとめ・今回の審議事項	・・・	1
【資料2】 平成28年度の主な子ども・子育て関連施策について	・・・	6
【資料3】 新プランの基本的な視点について	・・・	10
【資料4】 新プランの基本目標について	・・・	12
【資料5】 アンケート調査の実施について	・・・	15

ロードマップ・前回の審議等まとめ・今回の審議事項

ロードマップ

	平成 27 年度		平成 28 年度				
	第 12 回 8.25	第 13 回 1.29	第 14 回 5.26	第 15 回 7.21	第 16 回 H28.11	第 17 回 H29.1	第 18 回 H29.3
西宮市子ども・子育て支援事業計画（事業計画）と 西宮市次世代育成支援行動計画（次世代計画）の一体化							
基本理念・基本的な視点		○	●				
施策体系（基本目標）			○	●			
アンケート調査の項目			○	●※1			
アンケート調査等から得た 市民ニーズ等の検討						○	●
事業計画の任意記載事項・ 計画に記載する事業等の決定※2					○	○	○
西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の 評価		●					
西宮市子ども・子育て支援事業計画の評価方法 の検討・評価						●	

○＝審議、●＝審議終了（確定）

※1 アンケート調査の実施時期は、9月～10月を予定。

※2 計画に記載する事業等は、平成 28 年 11 月～平成 29 年 7 月にかけて審議する予定。

第13回西宮市子ども・子育て会議 審議等まとめ

報告事項

- (1) 教育大綱について
- (2) 西宮版総合戦略及び西宮版人口ビジョンについて
- (3) 民間保育所、私立幼稚園に対する認定こども園への移行に関する意向調査の結果報告

議 事

- (1) 評価検討ワーキンググループの報告及び西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価

評価検討ワーキンググループの開催状況について座長及び事務局から報告したところ、各委員から主なものとして以下の意見が出された。

- ①先進国では、子育て環境を整えること、働く場の環境を整えることで出生率の引き上げを図っている。未来の母親に対し、働く環境や経済的な問題も含めた施策を検討する必要がある。
- ②子育てひろばの空白地域である甲子園口周辺や夙川地域は早急に対応する必要がある。
また、保護者からの相談内容が多様化する中、子育てひろばの増設と併せて、スタッフの質の確保が課題である。
さらに、2、3歳児の居場所や幼稚園に入っていない3、4歳児の居場所が必要である。
- ③医療的ケアの必要な子供を持つ保護者に対するサービスが非常に少ないため、少し預けて働ける、あるいはほっとできるような場所の充実を図る必要がある。
- ④子供の育ちを考えると、0～5歳児まで安心して生活できる場が保障されるべきである。
小規模保育事業ではなく、それに適応した認可保育所が一層増設されていくべきである。
- ⑤神戸市のユースプラザのような中高生の居場所が西宮市には欠けている。
今後、居場所を整備する際には、昼までは小さい子供が遊べる施設、夜になると中高生や大学生が使える施設など、様々なニーズをまとめて考える必要がある。
- ⑥中高生の居場所を考える際に、支援が必要な子供、経済的な理由で塾へ行けない子供、クラブ活動等にうまくなじめなかった子供、これら放課後の居場所のない中高生の居場所についても、十分に充実していく必要がある。
- ⑦施設を整備する際に、行政の中だけで考えるのではなく、民間やNPO法人の力をもっと活用することも検討する必要がある。
- ⑧0～3歳児が一緒に集える場所や、高校生と小学生・中学生が一緒に集える場所が必要であり、そのために、多様な年齢と一緒に過ごすためにはどのようなサポートが必要なのかを考える必要がある。
また、特別な支援が必要な子供とその他の子供と一緒にいられる場所も必要で、そうしたことができる場所づくりのために、どのような支援が必要か検討していくべきである。

(2) 西宮市子ども・子育て支援事業計画と西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の一体的な計画（新プラン）について

事務局から、新プランの基本理念、基本的な視点について説明があった。それを受け、各委員から出された次の意見を踏まえ、次回に改めて審議することとなった。

- ①（基本的な視点[2]）「個々の子どもの成長・発達に合わせた取り組みを進めていきます」のところを、「成長・発達に合わせて乳幼児期から青年期まで」という文言を入れることで青年期までの施策が具体的にイメージできるのではないか。
- ②（基本的な視点[3]）「子育てが楽しく思えるまちをめざします」では、母親しか子育てをしていない等、母親に対する支援だけのイメージとなる。男性の育児参加の視点も含められないか。
- ③（基本的な視点[4]）「安心して子育てができる環境づくりを」のあとに、「子供たちの居場所を確保する」や「居場所を整備する」などを入れると少し具体的になるのではないか。
- ④（基本的な視点 [4]）「子供を大切に」という視点では、「子供は擁護されるばかり」という感じになる。子供たちがまちづくりに参加していくという視点も含められないか。
- ⑤（基本的な視点 [4]）「連携することにより」のあとに、「子供たち自身が参画する機会をつくる」を入れることで、「リーダーをつかってまちづくりに参加してもらえるような子供たちを育てていく」ということにつながるのではないか。
- ⑥「まち」という言葉について、範囲を小学校区ぐらいで考えればいいのか、「西宮の保育」と置きかえればいいのか、「西宮市」と置きかえればいいのか、「地域」と置きかえればいいのか、解釈は自由とするのか、何か定義をつくって言葉の使い分けをするのか検討する必要がある。
- ⑦新プランは西宮版総合戦略と整合性を持たせていくということになっているが、教育大綱とも整合を図る必要が出てくるのではないか。

以 上

第 14 回西宮市子ども・子育て会議 審議等事項

報告（１）平成 28 年度の主な子ども・子育て関連施策について

子ども・子育て支援新制度の実施状況や主な子ども・子育て関連施策について事務局からの報告を受ける。

報告（２）西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の検証結果報告について

当初の計画期間（平成 22 年度～平成 26 年度）を終えた西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の検証結果報告について事務局から報告を受ける。

議事（１）新プランの基本的な視点について

前回の子ども・子育て会議で出された意見等を基に修正した新プランの「基本的な視点」について事務局から説明を受け、質疑応答・意見交換を行う。

議事（２）新プランの基本目標について

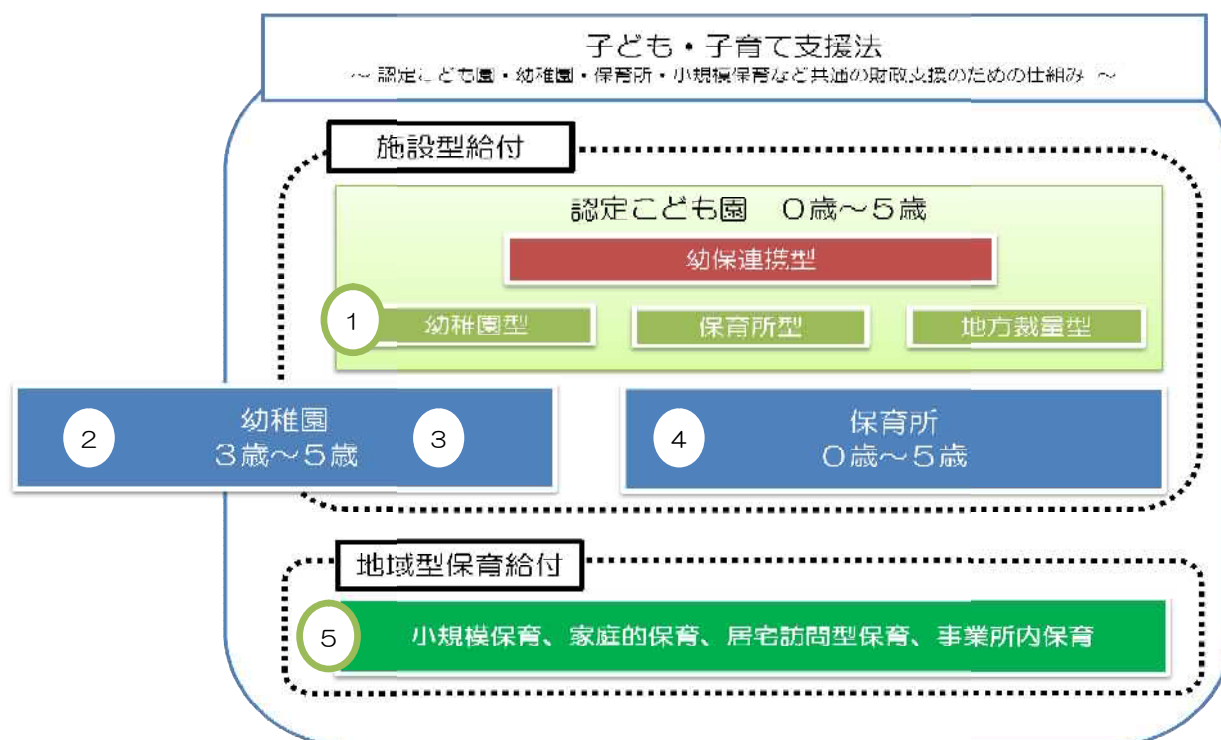
新プランの基本目標について事務局から説明を受け、質疑応答・意見交換を行う。

議事（３）アンケート調査の項目について

平成 28 年 9 月に実施予定のアンケート調査について、アンケートの趣旨やアンケート項目について事務局から説明を受け、質疑応答・意見交換を行う。

報告（1）平成 28 年度の主な子ども・子育て関連施策について

1. 教育・保育施設及び地域型保育事業の状況

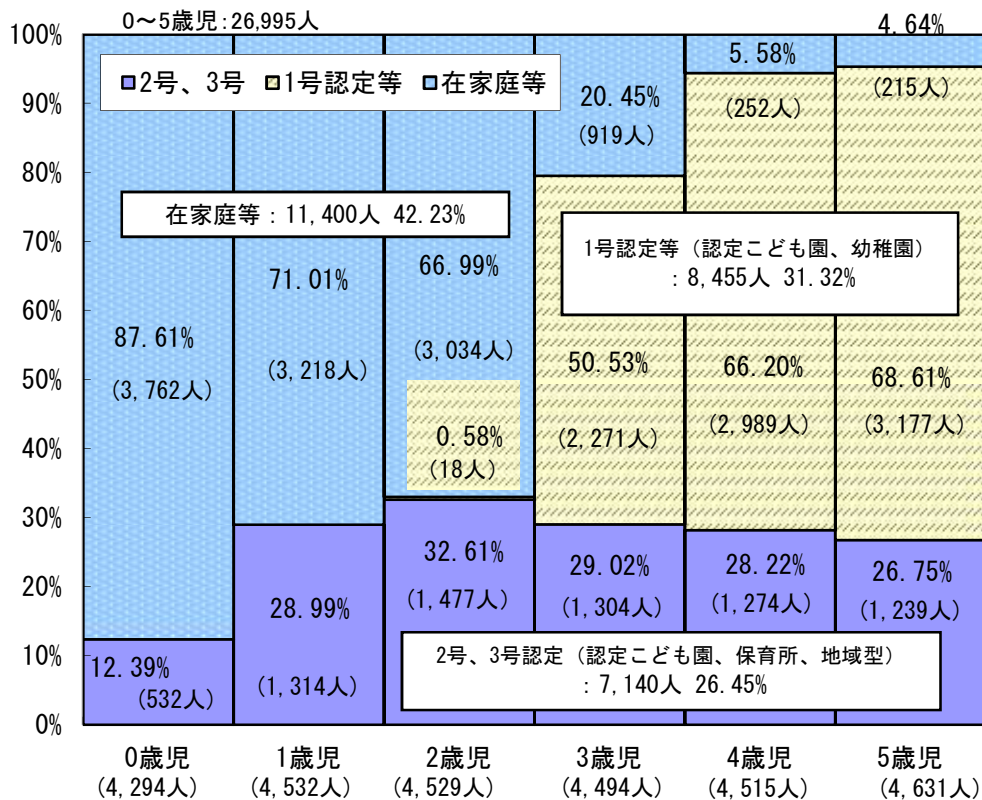


種 別		施設数 (園)	利用者数 (人)				
			1号	2号	3号	計	
①	認定 こども園	幼保連携型	4	0	214	139	353
		幼稚園型	2	379	54	16	449
		保育所型	0	0	0	0	0
		地方裁量型	0	0	0	0	0
②	(従来制度) 私立幼稚園	33	6,683	—	—	6,683	
③	(新制度) 幼稚園	公立	20	1,022	—	—	1,022
		私立	5	371	—	—	371
④	保育所	公立	23	—	1,559	989	2,548
		民間(分園含む)	43	—	1,963	1,620	3,583
⑤	小規模保育事業		37	—	26	454	480
	家庭的保育事業		16	—	1	70	71
	居宅訪問型保育事業		0	—	0	0	0
	事業所内保育事業		3	—	0	35	35
合 計		186	8,455	3,817	3,323	15,595	

※ 1号認定の利用者数は平成 28 年 5 月 1 日現在、2号、3号認定の利用者数は平成 28 年 4 月 1 日現在

※ (従来制度) 私立幼稚園の在園児は 1号認定相当として計上

【年齢別就学前児童の居場所】



※1 就学前児童数は、平成28年4月1日現在。

※2 1号認定等は平成28年5月1日現在の利用者数、2号、3号認定は平成28年4月1日現在の利用者数。

※3 在家庭等は、就学前児童のうち、教育・保育施設（私学助成を受ける私立幼稚園を含む）、地域型保育事業を利用していない児童。よって、認可外保育施設の利用者は在家庭等に含まれる。

【平成27年度と平成28年度との比較】

	平成27年度	平成28年度
就学前児童数 (各年4月1日)	27,287人	26,995人
在家庭等	11,805人 (43.26%)	11,400人 (42.23%)
1号認定等	8,659人 (31.73%)	8,455人 (31.32%)
2号、3号認定	6,823人 (25.01%)	7,140人 (26.45%)

2. 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

事業の名称	本市における事業名・内容
①利用者支援事業	子育てコンシェルジュ
②時間外保育事業	延長保育事業
③実費徴収に係る補足給付を行う事業	生活保護世帯等に給食費、教材費等を補助する事業
④多様な主体の参入促進事業	地域型保育等への巡回支援 認定こども園への特別支援教育経費補助
⑤放課後児童健全育成事業	留守家庭児童育成センター
⑥子育て短期支援事業	子育て家庭ショートステイ事業
⑦乳児家庭全戸訪問事業	健やか赤ちゃん訪問事業
⑧養育支援訪問事業等	育児支援家庭訪問事業 要保護児童対策地域協議会
⑨地域子育て支援拠点事業	子育てひろば
⑩一時預かり事業	保育所等の一時的預かり事業 幼稚園の預かり保育事業
⑪病児保育事業	病児・病後児保育事業
⑫子育て援助活動支援事業	にしのみやしファミリー・サポート・センター事業
⑬妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健康診査費用助成事業

①利用者支援事業

平成 27 年度から子育てコンシェルジュを配置し、利用者支援事業（特定型）を実施する市役所 1 階のこども支援案内窓口にて、平成 28 年度から、新たに保健師を配置し、利用者支援事業（母子保健型）の機能を付加。

※利用者支援事業

基本型：利用者支援＋地域連携（地域の関係機関との連携、社会資源の開発など）

＊子育て総合センター、関西学院子どもセンターさぼさぼで実施。

特定型：利用者支援

母子保健型：妊産婦等を対象とした利用者支援＋地域連携

⑤放課後児童健全育成事業

- ・市内 1 か所（樋ノ口小）に新築整備
- ・市内 4 か所（西宮浜小、上甲子園小、高須小、鳴尾小）で 4 年生の通年受入をモデル実施。
- ・市内 4 か所で夏休み等長期休業期間中の開所時間を 8 時 30 分から 8 時 00 分に繰上げてモデル実施。

⑪病児保育事業

施設型：つぼみの子保育園病児保育ルーム（林田町）

訪問型：平成 28 年 4 月からベビーシッターの派遣等による病児・病後児保育サービス【訪問型の病児・病後児保育】の保育利用料の半額（年間 4 万円を上限）を助成する制度を開始。

3. 主な子ども・子育て関連施策（子ども・子育て支援新制度関連以外の新規事業）

1次代の親の育成事業

小・中・高の授業等において、赤ちゃんと継続的に関わるプログラムの実施を通じて、命の大切さを実感し、さらに、将来の子育てに対する意欲も高める。

2子供の居場所づくり事業

放課後などに小学校の校庭や教室等を活用して、安全で自由な遊び場や学びの場を提供する子供の居場所づくり事業を学校区ごとの状況に応じて拡充していく。

3寡婦（夫）控除のみなし適用事業

婚姻歴のないひとり親家庭に対して、公平性の確保及び支援拡充のため、保育料の決定等において、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施する。

4子供の貧困対策調査・体制整備計画策定事業

子供の貧困対策を実施する上での基盤とするため、子供の貧困の実態や支援ニーズ把握のための調査及び支援体制の整備計画の策定を行う。

5保育士確保事業

保育士確保に向けた就職説明会の実施及び保育士資格取得等費用の補助を実施する。

6子育て支援施策の情報提供の充実

本市独自の子育て支援モバイルサービスを構築するとともに、既存媒体（子育てガイド、父子手帳、子育て便利マップ、ポータルサイト等）の周知及び内容改善を実施する。

7こども未来センター支援アクセス改善事業

平成 27 年9月に開所した「西宮市立こども未来センター」の機能を最大限活用するため、支援を要する子供の早期発見に資する機材の導入や教職員のスキル向上、子供の集団適応訓練などに取り組む。

議事（１）新プランの基本的な視点について

1. 第 13 回（1/29）西宮市子ども・子育て会議における委員の意見

（１）基本的な視点【２】

「成長・発達に合わせて乳幼児期から青年期まで」という文言を入れることで青年期までの施策が具体的にイメージできるのではないかと。

⇒ ご意見を踏まえ、反映しました。

（２）基本的な視点【３】

母親しか子育てをしていない等、母親に対する支援だけのイメージとなる。男性の育児参加の視点も含められないかと。

⇒ 母親だけでなく、父親、祖父母など子供の保護者を含め、「子育て家庭」としています。男性育児参加の促進等については、計画に位置付ける施策・事業等を審議する中で検討したいと考えています。

（３）基本的な視点【４】

- ①「子供たちの居場所を確保する」や「居場所を整備する」などを入れると少し具体的になるのではないかと。
- ②「子供を大切に」という視点では、「子供は擁護されるばかり」という感じになる。子供たちがまちづくりに参加していくという視点も含められないかと。
- ③「子供たち自身が参画する機会をつくる」を入れることで、「リーダーをつくってまちづくりに参加してもらえよう子供たちを育てていく」ということにつながるのではないかと。

⇒ ご意見を踏まえ、反映しました。

- ④「まち」という言葉について、範囲を小学校区ぐらいで考えればいいのか、「西宮の保育」と置きかえればいいのか、「西宮市」と置きかえればいいのか、「地域」と置きかえればいいのか、解釈は自由とするのか、何か定義をつくって言葉の使い分けをするのか検討する必要がある。

⇒ 固定の概念はなく、事業や施策によって、地域、市など解釈する範囲は異なると考えています。また、場合によっては、子供の居場所や環境をさすこともあると考えています。

（４）その他

- ①新プランは西宮版総合戦略と整合性を持たせていくということになっているが、教育大綱とも整合を図る必要が出てくるのではないかと。

⇒ 今後、教育大綱が固まり次第、整合を図っていく必要があると考えています。

2. 修正後の基本的な視点

西宮市子ども・子育て支援事業計画	新プラン
<p>【1】すべての子どもが健やかに成長する社会をめざします</p> <p>しっかりとした愛着形成がなされ、豊かな自然環境・文化的環境など周囲の環境と関わり合う中で、協調性・夢・希望を育み、出会いを喜び、感謝の気持ちを持って、主体的に生きていく力を培います。</p>	<p>変更無し。</p>
<p>【2】すべての子どもの幸せを第一に考えます</p> <p>社会の希望であり、未来をつくる存在である子どもが自身の幸せを実感できるよう、すべての子どもの幸せを第一に考えたまちづくりを進めます。また、子どもの権利や利益を尊重し、個々の子どもの成長・発達に合わせた取り組みを進めていきます。</p>	<p>【2】すべての子供の幸せを第一に考えます</p> <p>社会の希望であり、未来をつくる存在である子供が自身の幸せを実感できるよう、すべての子供の幸せを第一に考えたまちづくりを進めます。</p> <p>また、子供の権利や利益を尊重し、<u>乳幼児期から青年期におけるそれぞれの発達段階に応じた育ちや個性を踏まえた</u>取り組みを進めていきます。</p>
<p>【3】子育てが楽しく思えるまちをめざします</p> <p>子育て家庭の精神的な不安、肉体的・経済的な負担、子育てと仕事の両立の大変さ、孤立感など、子育てを取り巻く不安や負担を理解した上で、子育て家庭を支え、子育てをすることが楽しく思えるまちをめざします。</p>	<p>変更無し</p>
<p>【4】まち全体で子どもを育みます</p> <p>保護者が子育てを第一義的に担うことを踏まえ、多様な家庭形態に配慮しつつ、子どもの成長をともに喜び、安心して子育てができる環境づくりをまち全体で協力しながら進めていきます。</p> <p>また、まちを構成している家庭、地域、学校、企業、行政などがそれぞれの役割をしっかりと果たし、連携することにより、まち全体で子どもを育みます。</p>	<p>【4】まち全体で子供を育みます</p> <p>保護者が子育てを第一義的に担うことを踏まえ、多様な家庭形態に配慮しつつ、子供の成長をともに喜び、安心して子育てができる環境づくりや<u>子供の居場所づくり</u>をまち全体で協力しながら進めていきます。</p> <p>また、まちを構成している家庭、地域、学校、企業、行政などがそれぞれの役割をしっかりと果たし、連携するとともに、<u>子供たち自身が参画する機会をつくり、</u>まち全体で子供を育みます。</p>

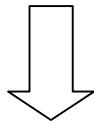
議事（2）新プランの基本目標について

1. 現在の西宮市次世代育成支援行動計画の基本目標について

基本目標は、基本理念の実現に向けて、具体的な子育て支援施策の方向性を示す計画の柱となるものである。西宮市次世代育成支援行動計画（以下、次世代計画。）では、国の策定指針における8つの柱立てを基に、当時の取組むべき課題を整理し、6つの基本目標を設定している。

国の策定指針（平成 21 年当時）

- （1）地域における子育ての支援
- （2）母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- （3）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- （4）子育てを支援する生活環境の整備
- （5）職業生活と家庭生活との両立の推進等
- （7）子どもの安全の確保
- （8）要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進



西宮市次世代育成支援行動計画

- 基本目標 1 地域における子育てを支えるまちづくり
- 基本目標 2 母と子の健康を支えるまちづくり
- 基本目標 3 子育てと仕事の両立を支えるまちづくり
- 基本目標 4 教育環境の充実と健全育成のまちづくり
- 基本目標 5 子育て家庭にやさしいまちづくり
- 基本目標 6 子どもの権利と安全を守るまちづくり

2. 新プランの基本目標について

現在の次世代計画の基本目標は、“子育て支援施策”全体を切り分けたものではなく、当時の取組むべき課題を積上げたものであるため、新プランの基本目標を設定するにあたっては、全体像をより明確にする必要がある。

また、現在、約 280 の事業が計画に位置付けられているが、市民ニーズや課題等に対し、より重点的かつ円滑に施策を推進するため、よりシンプルな構成とし計画に位置付ける事業・施策等を整理する必要がある。

こうしたことから、新プランでは、「子供」、「子育て家庭」、「社会全体」という基本的な視点を踏まえた3つの基本目標を計画の柱とする。

基本的な視点

[1] すべての子供が健やかに成長する社会をめざします

子 供

[2] すべての子供の幸せを第一に考えます

子 供

[3] 子育てが楽しく思えるまちをめざします

子育て家庭

[4] まち全体で子供を育みます

社会全体



基本目標 1

すべての子供の健やかな
育ちを支えるまちづくり

基本目標 2

すべての子育て家庭
を支えるまちづくり

基本目標 3

社会全体で子供・子育て
を支えるまちづくり

基本目標 1**地域における子育てを支えるまちづくり**

- ・子育て支援サービスの充実
- ・子どもを健やかに育む環境づくり
- ・経済的な支援の充実

基本目標 2**母と子の健康を支えるまちづくり**

- ・子どもや母親の健康の確保
- ・食育の推進
- ・思春期保健対策の充実
- ・小児医療の充実

基本目標 3**子育てと仕事の両立を支えるまちづくり**

- ・保育サービスの充実
- ・仕事と生活の調和の実現

基本目標 4**教育環境の充実と健全育成のまちづくり**

- ・次代の親の育成
- ・子どもの生きる力の育成
- ・家庭や地域の教育力の向上

基本目標 5**子育て家庭にやさしいまちづくり**

- ・良好な住宅・住環境の整備
- ・安全で安心な移動空間の確保

基本目標 6**子どもの権利と安全を守るまちづくり**

- ・子どもの権利擁護の推進
- ・子どもを取り巻く有害環境や課題解決への取り組み
- ・子どもの安全の確保

基本目標 1**すべての子供の健やかな育ちを支えるまちづくり**

例)

子供の遊び場・居場所づくり
次代の親の育成
教育・保育、学校教育の充実

・
・
・

基本目標 2**すべての子育て家庭を支えるまちづくり**

例)

支援・相談体制の充実
経済的な支援の充実
家庭の教育力の向上

・
・
・

基本目標 3**社会全体で子供・子育てを支えるまちづくり**

例)

地域の教育力向上
地域での子育てネットワークづくり
ワーク・ライフ・バランスの推進

・
・
・

議事（3）アンケート調査の実施について

1. 趣旨

次世代計画策定のためのアンケート調査以降、以下のとおり市民向けアンケート調査を行ってきた。

しかし、それぞれ異なる目的でアンケート調査を行ってきたことから、これまでのアンケート調査結果を基に、市民ニーズの推移を把握することが難しい状況にある。

こうしたことから今後は、継続的に市民ニーズやその変化を捉え、施策に反映していくことを目的として経年もしくは複数年に一度の頻度でアンケート調査を実施することとする。

実施年	目的	対象
平成 21 年	西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）策定のためのニーズ調査	就学前児童：約 3,300 小学生：約 3,500 高校生：約 960
平成 22 年	西宮市幼児期の教育・保育に関するアンケート調査	就学前児童：約 9,300
平成 24 年	西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）における中間期意識調査	就学前児童：約 1,000 小学生：約 1,000
平成 25 年	西宮市子ども・子育て支援事業計画作成のためアンケート調査	就学前児童：約 4,800 小学生：約 1,500

2 調査の内容

（1）調査対象（無作為抽出）

調査票の種類	対象者	配布数
就学前児童用	0 歳児～5 歳児の子供を持つ保護者	6,400
小学生用	小学校低学年の子供を持つ保護者	750
	小学校高学年の子供を持つ保護者	750
合 計		7,900

（2）調査項目

これまで実施したアンケート調査の項目を基に以下の観点で調査票を作成。

詳細は、「別冊 A・資料 6（就学前児童用）」、「別冊 B・資料 7（小学生用）」を参照。

- ①回答者にとって回答しやすい工夫（設問を最小限に。回答は記述式ではなく選択式に。）
- ②特定の事業を掘り下げる設問を避け、子育て関連施策全般に関する認知度、満足度、ニーズを調査する設問とする。
- ③アンケート調査結果を基に、子ども・子育て支援事業計画の評価や新プランの策定作業を行うこととする。

(3) 調査方法

従来の郵送による配布及び回収に加え、今回からインターネット回答を実施予定。

(4) 実施スケジュール(案)

平成 28 年 5 月 26 日 (木)	第 14 回西宮市子ども・子育て会議で審議
7 月 21 日 (木)	第 15 回西宮市子ども・子育て会議で確定
8 月	アンケート調査の印刷・配布準備
9 月上旬	アンケート調査配布
10 月上旬	アンケート調査回答締切り
12 月もしくは平成 29 年 1 月	アンケート調査報告書(簡易版)完成